

冬休みの過ごし方

2016.12. 宜野座中 生徒指導

年末年始は、家族や親せきと共に余暇を過ごしたり、大掃除をしたり、一緒に一年を振り返り、新しい年への明るい希望と新たな決意をもって、自分の生活や学習の計画を立てる良い機会です。つぎのことに気をつけて、有意義な冬休みにしましょう。

1 希望にあふれる新年を迎え、新たな決意を持とう！

- (1) 「一年の計は元旦にあり」、新年の目標や計画を立てる。
- (2) 新年にあたっての決意、抱負を持ち、家族や親戚、友人と分かち合う。

2 学習計画を立てよう。

- (1) 不得意な教科の重点的学習を心がける。
- (2) 定められた課題に毎日、計画的に取り組む。
- (3) 学力到達度テストに向けて、これまでの復習をする（1・2 学年）。
- (4) 受験に向けた学習に取り組む（3 学年）。

3 規則正しい生活や生活態度を心がけよう。

- (1) 年末年始の大掃除やお年始など、積極的にお手伝いをしよう。
- (2) 学校や社会のきまりを守り、中学生らしい行動をとる（飲酒・喫煙など絶対しない）。
- (3) 年末年始の大晦日は保護者と一緒に過ごし、初詣や年末年始会は家族や親戚で行動する（生徒同士で行動しない）。
- (4) お年玉は、必要な買い物以外は貯金し、計画的に使う（無駄遣いをなくそう）。
- (5) 外出の際は、行き先、目的、誰と、帰宅時刻を必ず保護者に知らせる。
- (6) 遊技場などの映画館やカラオケボックス等への出入りは、保護者同伴で行う。
- (7) 携帯電話の利用法に気をつける（夜 8 時以降はメール等も使用しない）。
- (8) 日没後の外出、外泊は絶対にしない。

4 交通安全に気をつけよう。

- (1) 交通安全には十分気をつけよう（年末年始は交通量が増え、事故が多い）。
- (2) 自転車の正しい乗り方を心がけ、交通道德を守ろう。
- (3) 反社会的な行動をあおったり、オートバイ・自動車等の運転をしない。

5 健康管理に気をつけ、健康増進、体力の向上に取り組もう。

- (1) 『早寝・早起き・朝ご飯』そして、適度な運動を行おう。
- (2) 飲み過ぎ、食べ過ぎはつつしむ。
- (3) 夜ふかしをせず、規則正しい生活を心掛ける。
- (4) 帰宅したら、風邪の予防にうがいなどをする。

6 その他

- (1) 危険な場所への出入りはしない。不審者等に出あった場合は助けを求めよう。
- (2) 見知らぬ人の疑わしい誘いに乗らない。
- (3) 夜8時以降は携帯・メールのやりとりはしない。（情報モラルを守ろう）
- (4) 冬休み中は各地で校外指導が行われています。素直に注意を聞き入れましょう。
- (5) 3年生は保護者と進路についてじっくりと話し合い、考えておきましょう。

☆宜野座中学校の生徒として責任と自覚ある行動、そして発言を心掛けよう。

【事件等・被害に巻き込まれないようにするために】

- ① 裏通りや人通りの少ない道、暗い道を通らないようにする。
- ② 登下校時は必ず複数で行う。また、友達と別れた隙をねらわれることが多いので注意する。
- ③ 不審者と思われる者には近づかないようにする。
- ④ 万が一、被害にあいそうになったときは、大声で助けを求める。「太陽の家」に逃げ込む。
- ⑤ 一人での在宅時、訪問者が誰かを確認してからドアを開けるようにする。
- ⑥ 不審者の情報は、まずは110番して警察に通報し、早めに保護者か先生に連絡する。
- ⑦ 携帯電話使用の際には、サイバー犯罪に巻き込まれないよう、情報モラルを守り使用する。

私たちの命と未来を守る

①飲酒・喫煙
しません！

②いじめ・暴力
しません！
させません！

③一人で悩まず
相談します！

身近な大人や相談機関に相談しましょう！

④深夜はいかい
無断外泊
しません！

⑥交通ルール
を守り事故ゼロ
をめざします！

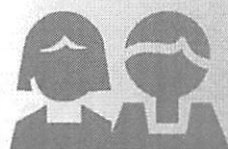
⑤携帯電話・スマートフォンや
インターネットの有害サイト
は使いません！





ちゅらさん運動

子どもを守るために、正しい知識を!!



青少年の健全育成と非行防止を図るため、
沖縄県青少年保護育成条例では、下記のことを定めております。

※条例による保護の対象“青少年”とは、満 18 歳に達するまでの者(婚姻した女子を除く)を言う。

第 9 条／深夜外出の制限

(深夜とは午後 10 時から翌日の午前 4 時までをいう)

保護者



正当な理由なく、深夜に青少年のみで外出させない努力と義務。

全ての人



何人も、正当な理由や保護者の委託・承諾を得ずに深夜に青少年を連れ出したり同伴し、とどめてはならない。

違反：30万円以下の罰金



深夜に外出している青少年に対し、その保護及び善導に努めなければならない。



全ての県民及び深夜営業者は、深夜、営業所にいる青少年に対し、帰宅を促す義務がある。

- コンビニエンスストア営業者
- 飲食店営業者 など...

第 11 条

深夜における興行場等への立入り禁止

(保護者同伴でも入場できません)

興行者は青少年を深夜に立入らせてはいけない

(違反：20 万円以下の罰金)

- 映画館／演劇場 ■ ボウリング／アイススケート場 ■ ビリヤード／ダーツ場
- カラオケボックス／居酒屋等 ■ 漫画喫茶／インターネットカフェ
- ゲームセンター(沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 午後 8 時～日の出まで)